

仕 様 書

1 件 名 令和7年度家電製品の使用と買い替えに関するデプスインタビュー調査支援業務

2 業務契約期間 契約締結日～令和8年3月27日

3 業務実施場所 請負者において行うものとする。

4 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）では、循環経済への移行に向けて、製品の購入から使用、廃棄に至るまでの製品ライフサイクルの各段階における消費者の意思決定や行動に関する研究を実施している。循環経済の一部として、製品の早期の買い替えを防止し、製品の使用期間を長期化することが重要とされる。製品の買い替えは製品の故障以外にも複数の理由で生じ、製品や使用者によってその主たる理由が異なる。しかし、それらの理由の差異をもたらす主たる要因は明らかとなっていない。

そこで本業務では、日本における家電製品の使用者を対象に、買い替え理由の差異をもたらす製品及び使用者由来の要因を明らかにするための、家電製品の使用状況及び過去の買い替え経験に関するデプスインタビュー調査の実施を支援することを目的とする。

5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、NIESの担当者と十分な打合せを行い、以下のデプスインタビュー調査支援業務を実施することとする。本業務従事者の中に専門統計調査士の資格を有する者を配置すること。なお、請負者は、個人情報保護の取扱いにおいて一般財団法人日本情報経済社会推進協会によるプライバシーマークの使用認定を取得していることを公開見積競争参加要件とする。

(1) 調査対象者のリクルーティング

請負者は、NIES 担当者と十分な打合せを行い、インタビュー調査対象者のリクルーティングを以下のア)～ウ)に従って実施する。

ア) 調査対象者は、日本国内在住の18歳以上の成年男女であり、リクルーティング開始日を基準として過去1年以内に自身あるいは自身の属する世帯が所有する家電製品を買い替えた者とする。買い替えた家電製品の種類はNIES 担当者が決定する10程度の製品（詳細は別添1に示す）に限定する。調査対象者数は25名とする。なお、ウに示す方法で調査への協力に同意した調査対象者の中に、調査実施の当日に調査対象者が出席できない、あるいは本業務の終了までに研究への参加の同意を撤回した者がいた場合、調査対象者の補充は行わない。

イ) インターネットを用いたスクリーニング調査によって調査対象者候補のリストを作成する。NIES 担当者が作成した調査票（設問数は5問以内、詳細は別添1に示す）と調査参加依頼書（別添2）の原案をもとに、スクリーニング調査のための調査票と調査依頼の画面を作成する。調査依頼の画面にはNIES 担当者の氏名を明記する。スクリーニング調査の調査画面は、回答等の負荷が減らせる画面の工夫がされることや、パソコンだけでなく、スマートフォンからのアクセスでも見やすく回答しやすいことを必須とする。また、調査対象者がいつでも調査協力を中断できるようにし、調査依頼の文面においてもその旨を明記する。スクリーニング調査を配布するインターネットモニターの母集団は、重複登録がなく、定期的に属性情報が更新され、かつ定期的に調査募集等の確認や回答を行っている（非アクティブが含まれない）こと。母集団の属性情報が公表あるいは提供されること。

ウ) 調査対象者候補のリストから調査対象者を選定し、インタビュー調査への協力を依頼する。調査対象者の選定に際しては、調査対象者の年齢、性別、家族構成、世帯収入等の社会属性及び買い替えた製品の種類と買い替え理由の類型に過度な偏りが生じないようにする。なお、NIES 担当者に提供する調査対象者候補のリストには氏名等の個人情報を含めず、調査対象者候補を匿名化すること。選定した調査対象者に電話等によって調査協力を依頼する。なお、調査協力を依頼する際には、請負者から調査対象者に対して、NIES が用意する研究参加同意書を事前に電磁的に送付し、電磁的に研究への参加の同意を取る（例：請負者が用意するウェブページ上の「同意する」ボタンをクリックしてもらう）とともに、本業務の目的等について電話等を用いて口頭で説明し、研究への参加に同意したことを確認する。

(2) デプスインタビュー調査の実施支援

請負者は、NIES 担当者が実施するデプスインタビュー調査の実施を支援する。調査の支援は以下のア)

～ウ)に従って実施する。

ア) オンライン会議システム等を用いたオンラインインタビューの実施環境を用意する。実施環境は調査対象者のプライバシーが適切に保護されることを十分に確保する。

イ) インタビューは、1人当たり1時間程度の長さとする。

ウ) インタビュー終了後、請負者より調査対象者に調査協力に対する謝礼を渡す(金額は請負者の規定に準ずるものとする。ただし、社会通念上相当と認められる範囲内の金額とすること)。インタビューの途中や終了後に調査への参加の同意を撤回した者に対しても同額の謝礼を渡す。

(3) 結果のまとめ

請負者は、NIES 担当者の指示に従い、インタビューを録音し、音声記録を作成する。音声記録を作成する際には、調査対象者の個人を特定し得る情報(例：氏名)を削除して匿名化すること。インタビューの途中や終了後に調査への参加の同意を撤回した調査対象者については音声記録を作成しない。各インタビューの調査対象者リスト及び調査対象者の同意状況を示す資料についても同様に個人情報を削除して匿名化すること。

なお、本業務実施に当たって請負者が取得する調査対象者の個人情報については、NIES で定める個人情報等保護規程に基づいて、業務終了後に適切に廃棄すること。

6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下に以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。提出する成果物は、調査対象者の個人情報が削除された匿名化されたデータのみとする。NIES 担当者が指定するオンライン・ストレージを介して提出すること。

- ・ 個人情報を含まない調査対象者リスト
- ・ 調査対象者の氏名等の個人情報を削除した同意状況の整理表
- ・ 個人を特定し得る情報を削除し匿名化されたデプスインタビューの音声記録

なお、請負者は、調査対象者から調査内容や同意の撤回等について問合せがあった場合の窓口として、どの調査対象者からの問合せであるかを確認できるように対応表を作成するとともに、調査実施から約1年間は調査対象者からの問合せに対応できるようにするとともに、問合せがあった場合には速やかに NIES 担当者に連絡し、NIES 担当者の指示に従って対応すること。

7 個人情報の取扱い

- (1) 請負者は、NIES から提供された個人情報及び本業務の遂行で得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、適切な管理を行わなくてはならない。また、当該個人情報については、本業務以外の目的のために利用してはならない。
- (2) 請負者は国立研究開発法人国立環境研究所個人情報等保護規程等に基づき、個人情報等を取り扱う場合は、①情報の複製等の制限、②情報の漏えい等の事案の発生時における対応、③請負業務終了時の情報の消去・廃棄(復元不可能とすること。)及び返却、④内部管理体制の確立、⑤個人情報の管理状況の検査に応じる義務、⑥請負者の事業責任者及び請負業務に従事する者全てに対しての守秘義務を遵守しなければならない(https://www.nies.go.jp/kihon/kitei/kt_kojin.pdf)。
- (3) 上記(1)及び(2)のほか、NIES は、請負者に対し、本業務の適性かつ確実な実施に必要な限りで、秘密を適正に取り扱うために必要な措置を採るべきことを指示することができる。

8 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第27条及び第28条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作権者人格権(著作権法第18条から第20条までに規定された権利をいう。)を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)に関わらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの(以下「既存著作物」という。)が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

9 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下URLにおいて公開している。

(https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。また、変更があった場合には、速やかに報告すること。
- (2) 請負者は、NIES から提供された情報について目的外の利用を禁止する。

- (3) 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、機密保持義務を負うこととし、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (4) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。また、速やかに是正処置を実施すること。
- (6) 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講じること。また、不正プログラム対策ソフトが導入されており、利用ソフトウェアやその脆弱性等、適切に管理された電算機を利用すること。
- (7) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

10 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

11 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

12 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

別添1)

「買い替え」とは、あなた自身やあなたのご家庭が使用していた製品を処分して、代わりに使用するために別の製品を入手した場合をいいます。それまで使用していなかった品目を新たに入手した場合や、買い増した場合（使用していた製品を処分していない場合）は「買い替え」に含みません。なお、「処分」には、製品を使用せずに家の中などに置いておく場合も含みます。

Q1. 次の家電製品について、あなた自身またはあなたのご家庭が所有している製品を過去1年間に買い替えたことがありますか。最も当てはまる選択肢をそれぞれ一つ選んでください。

※ 少なくとも1つの製品で「ある」を選択した回答者のみ次のページへ進む

	ある	ない
スマートフォン	☐	☐
デジタルカメラ	☐	☐
ノートパソコン	☐	☐
テレビ	☐	☐
ヘアドライヤー	☐	☐
空気清浄機	☐	☐
電気掃除機	☐	☐
電子レンジ	☐	☐
洗濯機	☐	☐
冷蔵庫	☐	☐

(改ページ)

「買い替え」とは、あなた自身やあなたのご家庭が使用していた製品を処分して、代わりに使用するために別の製品を入手した場合をいいます。それまで使用していなかった品目を新たに入手した場合や、買い増した場合（使用していた製品を処分していない場合）は「買い替え」に含みません。なお、「処分」には、製品を使用せずに家の中などに置いておく場合も含みます。

Q2. 過去1年間に買い替えたことのある製品についてお伺いします。その製品を買い替えたときのあなたの関わり方として、最も当てはまる選択肢をそれぞれ一つ選んでください。

※ フィルター：Q1で「ある」の選択肢を選んだ製品だけ表示

	この製品を 買い替える ことの最終 的な決定を 私が行った	この製品を 買い替える ことの最終 的な決定を 家族で相談 して行い、 私の意見が ある程度反 映された	この製品を 買い替える ことの最終 的な決定を 私以外の家 族が行った が、私の意 見がある程 度反映され た	この製品を 買い替える ことについ て私はほと んど関わり なかった
スマートフォン	☐	☐	☐	☐
デジタルカメラ	☐	☐	☐	☐
ノートパソコン	☐	☐	☐	☐
テレビ	☐	☐	☐	☐
ヘアドライヤー	☐	☐	☐	☐
空気清浄機	☐	☐	☐	☐
電気掃除機	☐	☐	☐	☐
電子レンジ	☐	☐	☐	☐
洗濯機	☐	☐	☐	☐
冷蔵庫	☐	☐	☐	☐

Q3. 引き続き過去1年間に買い替えたことのある製品についてお伺いします。どのような理由でその製品を買い替えましたか。最も当てはまる選択肢をそれぞれ一つ選んでください。

※ フィルター：Q1で「ある」の選択肢を選んだ製品だけ表示

	製品が故障 して動作し なくなった （使用でき なくなっ た）ため	製品を使用 するときに 不具合が生 じることが あったため	製品の性能 や機能に不 足を感じた ため	新しく入手 した製品の 性能や機能 に魅力を感じ たため	製品を使い 続ける費用 （電気代な ど）が高 かったため 、または 買い替えに 必要な費用 が低かった ため	製品に汚れ や傷などが あり、見た 目に不満が あったため	これまで十 分に長い期 間製品を使 用してきて おり、買い 替えるタイ ミングだと 思ったため	結婚や引っ 越しなど、 生活の変化 に対応する 必要があっ たため	同居してい る家族など が買い替え ることを決 めたため	その他
スマートフォン	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
デジタルカメラ	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
ノートパソコン	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
テレビ	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
ヘアドライヤー	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
空気清浄機	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
電気掃除機	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
電子レンジ	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
洗濯機	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
冷蔵庫	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐

※ スクリーニング条件：Q2で「この製品を買い替えることについて私はほとんど関わりなかった」以外の選択肢を少なくとも1つの製品で選んだ回答者

別添2)

研究参加依頼

研究責任者 国立研究開発法人国立環境研究所

山本 悠久

私は、所属する国立環境研究所（以下、同研究所）に設置された「人を対象とする研究（生命科学・医学を除く）に関する倫理審査委員会」の承認、および同研究所理事長の許可を受け、研究課題「インタビュー・アンケート調査に基づく家電製品の使用価値と買い替え理由の関連の研究」を次のように実施することを計画しています。同研究所は、1974年に国立公害研究所として設立されて以来、さまざまな環境問題を総合的に研究している機関です。

研究の目的や実施内容等をご理解いただき、本研究にご参加いただける場合は、同意書にご署名をお願いいたします。研究に参加しない、あるいは一度参加を決めた後に途中で辞退されることになっても、不利益を被ることはありません。ご自身の意思で、研究に参加されるかどうかをご判断いただきますようお願いいたします。

1. 研究の目的

この研究は、家電製品の買い替え理由が、製品を使うことによって得られる価値など、どのような要因に影響を受けるかを明らかにすることを目的として実施いたします。これらが明らかになることによって、過度な買い替えを防ぎ、貴重な資源の保全に貢献できると考えております。

2. 研究対象者として選定された理由

この研究は、ご自身やご家庭が使用していた家電製品を過去1年間に買い替えたことのある皆様を対象とさせていただきます。この条件に該当する方であれば、性別・年齢は問いません。ただし、製品を買い替えることや新しく買う製品を決めるための議論にかかわらなかった方は研究対象外といたします。もし、上記の研究対象外とする条件に該当する場合は、ご遠慮なくその旨をご教示願います。

3. 研究方法と研究期間

この研究では、オンライン会議ツール（例：zoom、Microsoft Teams）を用いて、最長で1時間のインタビューをさせていただきます。インタビューの際には、あなたのお名前の代わりに「Aさん」「Bさん」などとお呼びします。なお、家計の状況など、一部プライ

バシーにかかわる情報をお伺いするため、オンライン会議ツールにはご自宅や個室の会議室など、プライバシーが確保された場所からご参加ください。インタビュー内容はオンライン会議ツールの録音機能を用いて録音し、テープ起こしによる逐語録を作成して分析いたします。研究期間は、令和7年10月～9年3月を予定しています。

4. 研究参加についての同意および同意の撤回

研究の趣旨をご理解の上ご参加いただきたく存じますが、参加するか否かはご自身で決定してください。説明を聞いた上でお断りいただくこともできますので、辞退される場合は、研究者に口頭もしくは調査会社にメールなどにてお知らせください。お断りになったり、一度参加を決めてから途中で辞退されたりすることになっても、何ら不利益を被ることはありません。

また、インタビューの最中や終了後に研究への参加の同意を撤回することもできます。その際には、それまでに収集したデータを廃棄いたします。ただし、インタビュー終了から1ヶ月後を目安として、インタビューの文字起こしを行い、分析を開始した後は、研究への参加の撤回をお受けすることはできませんので、あらかじめご了承ください。

5. 研究に参加することにより期待される利益

私は、家電製品の買い替え理由が製品ごと・使用者ごとにどのように異なるのか、またその違いをもたらし要因を明らかにすることによって、過度な買い替えを防いだり買い替えられた製品を有効に活用したりできるようになり、資源の浪費を防ぐとともに消費者の経済的な負担を軽減することを目指しています。

6. 経済的負担とお礼

この研究にはご自宅から参加いただくことができますので、特別な経済的負担はありません。なお、ご自宅以外の場所からインタビューに参加いただく場合には、そのために発生した費用（交通費など）をご負担いただくこととなりますのでご了承ください。また、研究に参加いただくことへのお礼として商品券等をお渡しいたします。なお、ご自身のご意思やご都合でインタビューにご参加いただけなかった場合には商品券等をお渡しいたしかねます。あらかじめご了承ください。

7. 予測されるリスク、危険、心身に対する不快な状態や影響

この研究の参加には、身体的な危険は伴いません。しかし、インタビューを進めるなかにおいて、過去のつらい経験を思い出されることがあるかもしれません。また、ご自身やご家族の生活や家計の状況など、プライバシーにかかわる質問をお聞きすることがありま

す。お話しになることがつらい場合や話したくないことが質問された場合は、無理にお話しいただくなくて結構です。お申し出いただきましたら、いつでもインタビューを中断します。また、ご気分が優れなくなった場合には、お知らせください。必要な処置を受けていただけるよう手配いたしますが、その際に費用が発生する場合には、当該費用をご負担いただくこととなりますのでご了承ください。インタビューを中断された方はあらためて研究に参加いただけるかがいますので、ご意向を研究者にお伝えください。

8. 研究成果の公表と情報公開

この研究の成果は、論文としてまとめるとともに、各種学会や研究会にてポスター発表や口頭発表を行う予定です。論文や発表では、お名前がわからないよう「A 氏」「B 氏」のような表記とさせていただきます。

インタビューの終了後、作成したインタビューの記録（逐語録）をご確認いただき、インタビューにおけるご自身の発言をご訂正いただいたり、ご発言の一部を非公開とすることが希望いただいたりすることができます。また、他の研究対象の方の個人情報等の保護や本研究の独創性の確保に支障がない範囲で研究計画書等の資料や完成後の論文をご覧いただき、ご説明させていただくこともできます。いずれの点もご希望があればお申し出ください。

9. 個人情報および研究データの取り扱い

いただいた情報は、国立研究開発法人国立環境研究所個人情報等保護規程 (https://www.nies.go.jp/kihon/kitei/kt_kojin.pdf) に従い厳重に保護・管理いたします。

(1) 個人情報の取り扱い

本研究にて研究責任者や研究担当者は個人情報を収集しません。調査会社は研究責任者や研究担当者に個人情報を提供せず、研究対象者 ID などを用いて匿名化したデータのみを提供します。調査会社はあなたの氏名や住所などの個人情報や匿名化したデータとの対照表を個人情報保護法などにしたがう方法で厳重に保管します。

(2) データの保管

プライバシーや個人情報を保護するため、研究データ（研究への参加の同意に関する資料、インタビューの音声記録、文字起こしデータを含みます）はクラウドストレージサービス「Box」 (<https://www.box.com/>) のフォルダに保存し、研究責任者を含む研究担当者しかアクセスできない設定にするなど厳重に管理いたします。インタビューの音声記録はインタビューの終了から文字起こしが完了するまでの期間のみ保存し、文字起こしが完了

した時点で削除します。研究実施期間が終了しましたら、研究データは、研究責任者の責任下にて研究のため定められた期間（10 年間）保管し、10 年経過後には同意書を含む全てのデータを廃棄いたします。

10. 研究に関する資金源および利益相反の状況

この研究は、独立行政法人日本学術振興会・科学研究費助成事業（若手研究）「製品の快楽的・実用的価値に着目した、異なる買い替え理由をもたらす要因の実証的解明」（課題番号：24K20965、研究代表者：山本悠久）の助成を受けて実施します。利益相反事項はありません。

11. 研究責任者および問合せ先

研究責任者の連絡先等は次に示す通りです。なお、研究への参加の同意の撤回など、研究に関するご要望やご質問は、調査会社からの連絡を受けて研究責任者が対応いたしますので、調査会社へお問い合わせいただきますようお願いいたします。

【研究責任者】

所属：国立研究開発法人国立環境研究所 資源循環領域

職名：特別研究員

氏名：山本悠久

住所：〒305-8506 茨城県つくば市小野川 16-2 国立環境研究所資源循環領域

連絡先 e-mail：yamamoto.haruhisa@nies.go.jp

電話：029-850-2682

研究参加同意書

国立研究開発法人国立環境研究所

山本 悠久 宛

私は、研究課題「インタビュー・アンケート調査に基づく家電製品の使用価値と買い替え理由の関連の研究」について、研究参加依頼に基づき説明を受け、以下の各項目についてよく理解した上で、研究への参加に同意します。

- ☐ 1. 研究の目的
- ☐ 2. 研究対象者として選定された理由
- ☐ 3. 研究方法と研究期間
- ☐ 4. 研究参加についての同意および同意の撤回
- ☐ 5. 研究に参加することにより期待される利益
- ☐ 6. 経済的負担とお礼
- ☐ 7. 予測されるリスク、危険、心身に対する不快な状態や影響
- ☐ 8. 研究成果の公表と情報公開
- ☐ 9. 個人情報および研究データの取り扱い
- ☐ 10. 研究に関する資金源および利益相反の状況
- ☐ 11. 研究責任者および問合せ先

以下について、該当するものをお選びください。

- ☐ インタビューの逐語録の確認を希望します。
- ☐ 研究計画書等の資料や完成後の論文の確認を希望します。

研究への参加に同意する

研究参加の同意撤回書

国立研究開発法人国立環境研究所

山本 悠久 宛

私は、研究課題「インタビュー・アンケート調査に基づく家電製品の使用価値と買い替え理由の関連の研究」について、研究参加依頼に基づき説明を受け、研究参加に同意しましたが、研究参加の同意を撤回します。

研究への参加の同意を撤回する
